

諮問番号：令和４年度高行審諮問第４号

答申番号：令和４年度高行審答申第４号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

(1) 請求の要旨

高知市長が行った令和４年４月１５日付けの審査請求人に対する法定外公共物使用不許可決定（４高知市指令管第９号）を取り消すとの裁決を求める。

(2) 主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、以下の点において処分庁が行った処分は違法又は不当であると主張している。

ア 高知市法定外公共物使用許可に関する事務取扱要領（平成２４年４月１日制定。以下「事務取扱要領」という。）第３条は、「許可をする場合は、使用を認める範囲を必要最小限度にとどめ、使用を終了した場合の原状回復が容易にできるように現状のまま使用させることを原則とする」と規定するが、これはあくまでも原則であるから例外も認められるべきである。また、例外的な適用の場合の制限については、何ら対外的に明らかにされておらず、弁明書においても具体的な記載はなく、そのような制限があるとは考え難い。そもそも「自動車乗り入れあり４ｍまで」等の原則的な制限は、案内文に記載されているだけであり、法的拘束力はないし、当該制限がどのような根拠で決められたかも全く不明である。

イ 審査請求人が、自宅を新築するに当たり、敷地に隣接する用悪水路（以下「本件用水路」という。）上に高知市から使用許可を得て設置していた橋（以下「本件旧の橋」という。）に加え、本件用水路上に本件旧の橋と接続するように設けた新規の橋（以下「本件新の橋」という。）が一体となった橋（以下「本件橋」という。）については、次のとおり例外が認められるべきである。

（ア） 審査請求人の自宅の駐車場は、交差点（しかも県道２７０号線は片側２車線の主幹道路である。）及び停止線の付近であることからすると、交通の安全性を確保するためには、本件橋が必要である。

（イ） 審査請求人の自宅の駐車場には、将来的に４台の自動車を駐車する必要があるが、４台の自動車が安全、かつ、できる限り交通の流れを妨げることなく出入りできるようにするため、本件橋が必要である。

(ウ) 本件用水路は、増水することはほとんどなく、増水しても、溢水の危険性があるとは思えない、また、市民から寄せられたという本件橋についての苦情の内容も、子供が本件用水路を眺めることができなくなったという程度であり、生活環境に悪影響を及ぼしているものではなく、本件用水路にできる限り橋を架けないでおくべき理由や必要性がない以上、事務取扱要領の例外は広く認められるべきである。

ウ 本件新の橋について法定外公共物の使用許可を与え、本件旧の橋について同許可に基づく権利の譲渡の承認をしたことは、管財課が事務取扱要領の例外、すなわち長さ12m超の本件橋を設置する必要性を認めていたことの証左にほかならず、本件処分は実質的には法定外公共物使用許可の撤回であるが、本件では適法に撤回をし得る事情はない。

エ 現在の自宅の設計は、本件橋が設けられることを前提にされたものであり、それは、管財課をはじめとする関係各課が一貫して本件橋を容認する対応をしていたからであり、もし今更本件旧の橋を撤去することとなると、審査請求人には単に撤去費用を要することになるだけでなく、生活上の支障（特に、自動車での出入りが危険かつ不便となる。）も生じることとなり、審査請求人に過大な負担が生じることとなる。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の点により、本件処分は違法又は不当に行ったものではないと主張している。

- (1) 法定外公共物である本件用水路上の前面道路と敷地をつなぐ通路橋の使用許可については、事務取扱要領第3条で許可の範囲を必要最小限度とし、法定外公共物使用許可申請の案内文書にて「自動車乗り入れあり4mまで」「自動車を5台以上収容5.5mまで」「大型車の乗り入れあり6mまで」と制限し、それ以上の規模の通路橋の許可については想定しておらず、前面道路の状況（幅員、侵入軌跡等）による例外的な適用はあるものの、制限を設け、その制限の範囲内で許可をすることにより、法定外公共物の適正な管理と他の使用許可との公平性を図っている。
- (2) 現状においては、本件新の橋に本件旧の橋を合わせて2本の通路橋を必要とする特段の事情は見受けられず、安全性を考慮しても、あまりに過大な規模であり、現在使用許可している本件新の橋のみで居住者等が生活上必要な出入口のため許可する通路橋としての機能は有していると考えられることから、本件旧の橋の使用許可は認められないと判断し、本件処分を行った。
- (3) よって、本件処分は、適正な手続を経て行った適法、正当な処分であり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

3 審査庁の判断

審理員による審理員意見書における判断と同様に、本件審査請求には理由がな

いから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、裁決で、本件審査請求を棄却することが適当であると考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 本件処分に係る条例等の規定

- (1) 高知市法定外公共物管理条例（平成17年条例第42号。以下「条例」という。）第4条第1項第2号は、法定外公共物について、法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと規定している。
- (2) 条例第5条第1項ただし書（同条第2項後段の規定により準用する場合を含む。）は、条例第4条第1項の使用許可の期間又は当該使用許可の更新の期間について、市長が必要と認めるときは、これを5年以内とすることができると規定している。
- (3) 条例第8条ただし書は、使用者は、市長の承認を得たときは、使用許可に基づく権利を第三者に譲渡することができると規定している。
- (4) 高知市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年規則第76号。以下「規則」という。）第2条第1項は、条例第4条第1項の規定による使用許可を受けようとする者又は条例第5条第2項の規定による使用許可の期間の更新をする必要のある者は、高知市法定外公共物使用許可申請書により市長に申請しなければならないと規定する。
- (5) 規則第3条は、市長は、規則第2条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、使用許可をしたときは、高知市法定外公共物使用許可証を当該申請をした者に交付するものとし、使用許可をしないときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする規定している。
- (6) 規則第9条は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めると規定している。
- (7) 事務取扱要領第3条は、許可をする場合は、使用を認める範囲を必要最小限度にとどめ、使用を終了した場合の原状回復が容易にできるように現状のまま使用させることを原則とする規定している。
- (8) 事務取扱要領第6条第2号は、条例第5条第1項ただし書の取扱（許可の期間の例外）について、居住者等が出入りのために使用する通路橋を設置するときと規定している。
- (9) 「法定外公共物使用許可申請について【通路橋】」（以下「通路橋審査基準」という。）において、通路橋の設置規模等について、原則「自動車乗り入れあり4.0mまで」「自動車を5台以上収容5.5mまで」等の制限がある旨を定めている。

3 判断

本件処分の違法性又は不当性について、以下判断する。

- (1) 条例第4条第1項第1号において、法定外公共物の敷地を占用するときは、市長の許可を受けなければならないと規定され、同条第2項において市長は当該許可に際し、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができると規定している。また、事務取扱要領により法定外公共物の使用許可の事務処理に関し必要な事項を定めるとともに、通路橋審査基準を高知市行政手続条例（平成9年条例第3号）に基づく審査基準として定めている。

事務取扱要領第3条には、許可の原則として許可をする場合は使用を認める範囲を必要最小限度にとどめるものと規定し、通路橋審査基準において通路橋の設置規模については、原則として自動車の乗り入れ有の場合は4.0mまで、自動車を5台以上収容する場合であっても5.5mまでとの制限を設けている。

これを本件についてみると、本件橋は通路橋審査基準の制限を大幅に超える12m超の幅員を有しており、「自動車の乗り入れのありの場合は原則として4m以内」とする当該制限に適合しないことは明らかである。したがって、処分庁は、本件橋を通路橋の設置規模の制限に適合させるために本件処分を行ったものであり、条例並びに事務取扱要領及び通路橋審査基準に基づき行われたものと言える。

- (2) この点、審査請求人は、本件処分について、ア交通の安全性の確保、イ将来的に4台駐車することとなること、ウ本件用水路にできる限り橋を架けないでおくべき理由や必要性がないため、例外的な取扱いが認められるべきであるから、違法又は不当と主張する。

ア 交通の安全性について、確かに審査請求人の主張するように12mの通路橋を認めると一定程度、安全性が向上すると思われるが、審査請求人から提出された計画図によると、本件通路橋の接する前面道路は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において原則として求められている4mの幅員を超える7m以上の幅員があり、また、審査請求人から提出された本件橋の写真に写る周辺の状況から判断すると、本件新の橋があれば自動車での出入りは十分可能であり、審査請求人の主張するような通路橋審査基準を超える過大な規模の本件橋を認めるべき特段の事由は認められない。

したがって、この点についての審査請求人の主張に理由はない。

イ 次に、審査請求人は、将来的に4台の自動車を駐車することとなることから、本件橋が必要と主張するが、4台駐車することは将来的な事情であることから、現時点で本件橋を必要とする現実的な必要性は発生していない。また、通路橋審査基準によれば自動車を5台以上収容する場合であっても通路橋の幅員の上限は5.5mであって、自動車を5台以上収容することを理由として12m超の通路橋を認めることはできない。

したがって、この点についての審査請求人の主張に理由はない。

ウ さらに、審査請求人は、本件用水路にできる限り橋を架けないでおくべき理由や必要性がないため例外的な取扱いが必要と主張する。しかしながら、法定外公共物の使用許可及びその更新については、財産の管理責任者である処分庁が、公共的見地から、法定外公共物の管理及び機能維持に支障が生じないように、あらかじめ定められた許可又は更新の要件に該当するか否かの観点からのみなされるものであるから、処分庁は、審査請求人の主張しているような更新の要件に定めのない事情を勘案の上、本件処分を行う必要性はない。

したがって、この点についての審査請求人の主張は理由がない。

(3) 次に、審査請求人は、本件旧の橋についての使用許可の譲渡の承認をしたことは本件橋を設置する必要性を認めていたことの証左であるから、本件処分は実質的には使用許可の撤回であるが、本件では適法に撤回をし得る事情はないと主張する。しかしながら、当該承認はあくまでもすでに適法に成立している通路橋を使用し得る権利の譲渡を認めるか否かを判断することを目的とするもので、その使用許可又は更新の適否を判断するものではない以上、これを実質的に法定外公共物の使用許可と同視し、本件処分をその撤回とすることは妥当でなく、審査請求人の主張に理由はない。

(4) さらに、審査請求人は、今更本件旧の橋を撤去せよというのは、審査請求人に過大な負担を生じさせるものではないかと主張する。

確かに、審査請求人の提出した本件旧の橋が描かれた図面を基に本件新の橋の使用許可を決定したことは、処分庁も認めるところである。

しかしながら、本件新の橋の許可申請の際に本件旧の橋が描かれた図面を提出していたとしても、当該許可はあくまでも本件新の橋の許可決定であって、本件旧の橋と本件新の橋を併せた本件橋の許可決定ではなく、また、処分庁から正式な手続を経て本件旧の橋と本件新の橋を併せた許可決定を行う旨の通知等を行った事実も見受けられない。また、上記 3 (2) アで述べたとおり、本件新の橋があれば自動車での出入りは十分可能であることを考えると、本件橋でなければ敷地への出入りができなくなるといった特段の事由もないことから、審査請求人の主張に理由はない。

(5) 以上により、審査請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件処分に違法又は不当な点はない。

第 4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

令和 5 年 3 月 20 日 諮問書を受理

令和 5 年 10 月 13 日 第 1 回審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和４年７月６日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (2) 処分庁は、令和４年８月１６日付けで、審理員に対し弁明書及び証拠書類等を提出した。
- (3) 審査請求人は、令和４年９月１４日付けで、審理員に対し反論書を提出した。
- (4) 処分庁は、令和４年１０月１２日付けで、審理員に対し再弁明書を提出した。
- (5) 審理員は、令和４年１１月４日付けで、処分庁に対し質問を行い、処分庁は令和４年１１月２８日付けで、審理員に対し回答書を提出した。
- (6) 審査請求人は、令和５年１月３０日付けで口頭意見陳述を実施した。
- (7) 審理員は、令和５年３月１５日付けで、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。
- (8) 審査庁は、令和５年３月２０日付けで、本審査会に対し諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 本件審査請求の争点について

当審査会においては本件審査請求における争点として、本件処分に違法又は不当な点があるか、について検討する。

- (1) 本件審査請求において、審査請求人は、本件処分について、ア 交通の安全性の確保、イ 将来的に４台の自動車を駐車することとなること、ウ 本件用水路にできる限り橋を架けないでおくべき理由や必要性がないことから本件橋については例外が認められるべきであり、本件原処分は違法又は不当と主張する。
ア 交通の安全性の確保の主張については、確かに本件橋があることで自動車の乗入れ時に橋の上で回転させて駐車することができるが、本件通路橋が接する前面道路は幅員が狭い場所で７．０ｍ以上あり、建築基準法第４２条で定められている道路の定義である幅員４．０ｍを超えており、本件新の橋があれば自動車の乗入れは可能であると判断する。
イ 将来的に４台の自動車を駐車すると主張するが、将来的な事情であり、また、審査基準で定められている通路橋の設置規模では自動車を５台以上乗入れする場合で５．５ｍであることから、自動車４台を収容することを理由に１２ｍ超の通路橋を認めることはできない。
ウ 本件用水路にできる限り橋を架けないでおくべき理由や必要性がないことから本件橋については例外が認められるべきと主張するが、法定外公共物の使用許可及び更新については、管理責任者である処分庁が条例等で定められた要件に該当するか否かの観点でされるものであり、更新の要件に定めのない審査請求人の事情を勘案して処分を行うものではない。
- (2) 審査請求人は、処分庁は図面により本件橋ができればその長さが１２ｍを超

えることになることを認識しながら、本件新の橋について法定外公共物の使用許可を与え、本件旧の橋について同許可の譲渡を承認していることは、要領の例外である長さ 12m 超の本件橋を設置する必要性を認めていたことの証左であり、本件原処分は実質的には使用許可の撤回であるが、本件では、適法に撤回をし得る事情はないと主張する。しかしながら、当該承認はあくまで既に適法に成立している通路橋を使用し得る権利の譲渡を認めるか否かを判断することを目的とするもので、その使用許可又は更新の適否を判断するものではない以上、これを実質的に法定外公共物の使用許可と同視し、本件処分をその撤回とすることは妥当でない。

(3) 審査請求人は、今更本件橋を撤去せよというのは、審査請求人に過大な負担（撤去費用及び自動車での出入りが危険かつ不便となる生活上の支障）を生じさせるものであると主張する。しかしながら、本件新の橋の許可申請の際に本件旧の橋が描かれた図面を提出していたとしても当該許可はあくまでも本件新の橋の許可決定であって、本件旧の橋と本件新の橋を併せた許可決定を行う旨の通知等を行った事実も見受けられない。また、本件新の橋があれば自動車での出入りは十分可能であることを考えると、本件橋でなければ敷地への出入りができなくなるといった特段の事由もない。

(4) 以上から、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はない。

(5) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

3 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長	林	良太
委員	佐竹	真紀
委員	長沢	健次